

「ビジネスマナー研修」に参加を 申込受付を開始 ～社会人の基礎がため～

「ビジネスマナー研修」は、毎年4月に新入社員や入社3年程度の皆さんを対象に実施しています。今年の受講者募集を開始しました。

研修では、企業人としての心構えや、敬語、コミュニケーションの基本などを学びます。また、働く上で不可欠な“指示の受け方”や“報告・連絡・相談”など、分かりやすく説明します。

例年、受講者から、「参加してよかった」という声が数多く寄せられる、人気の研修会です。ぜひ、ご参加をお願いします。

- 日時** 平成30年4月19日(木) 午前9時30分～午後4時30分
- 会場** 舞鶴商工会議所
- 講師** 吉見さつき氏 (mm.ユアーズ代表)
- 対象者** 新入社員、パート、入社年数3年以内の人
- 受講料** 1人 会員2,000円、会員外4,000円
※テキスト代、昼食代を含みます
- 問い合わせ** 舞鶴商工会議所 Tel 62-4600 Fax 62-4933



ビジネスマナーの基礎を学ぶ(昨年の様子)

学習の内容

ビジネスマンとしての心構え

- お客様とは
- 自己表現に向けて

ビジネスマンとしての基本動作

- コミュニケーションの基本
- 接遇・接客に求められるもの
- 正しい話し方と言葉遣い
- 来客・訪問

電話応対マナー

- 好感度アップの受け方、かけ方
- ロールプレイング など

京都府特定(産業別)最低賃金が改定

平成29年度の京都府特定(産業別)最低賃金が改定され、平成29年12月21日から発効されました。

事業場の業種が「特定(産業別)最低賃金」の対象である場合はこの金額が適用されます。なお、

自動車小売業(中古車・自動車部分品小売業等)や印刷業などは、京都府最低賃金を下回っていることから、平成29年10月1日からの京都府最低賃金(時間額856円)が適用されます。

〈平成29年度 京都府特定(産業別)最低賃金一覧表〉

特定(産業別)最低賃金の件名	時間額(引上額)	適用除外の労働者(京都府最低賃金が適用されます)
金属製品製造業	902円(17円)	・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 他
電気機械器具製造業	900円(17円)	・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 他
輸送用機械器具製造業	907円(18円)	・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 他
各種商品小売業	860円(23円)	・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 他
自動車(新車)小売業	860円(25円)	・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 他

(注意) 詳しい内容は、厚生労働省、または京都労働局のホームページで必ずご確認ください。京都労働局労働基準部賃金室(Tel 075-241-3215)、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。